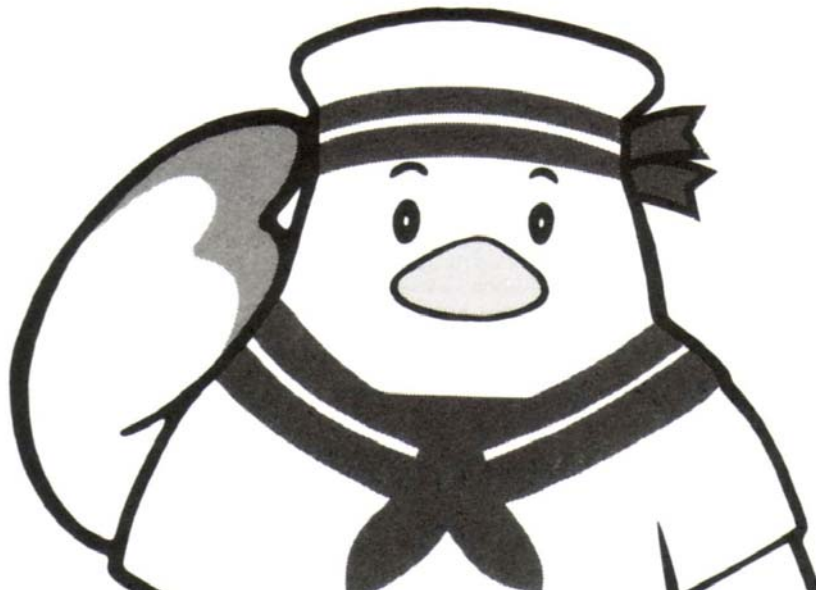


ゆうゆうマーシーの てびき



ゆうゆうマーシー連絡先

ちょっと〇〇を
頼みたいなあー。

案内手紙にある
〇〇をやっても
らいたいな。

案内手紙にあ
る〇〇、私で良
かったらでき
ます。

〇〇の講習
会をやって
くれないか
しら？

と思ったら！！すぐご連絡下さい。

●ゆうゆうマーシー事務局（健康一番館内）

役場 地域包括支援センター 53-3111（内線518）担当：石坂保健師

●企画委員連絡先

大西美直さん 53-3053 渋谷正之さん 53-1923

安藤由美子さん 53-2166 三浦澄江さん 53-2087

ゆうゆうマーシーって こんな団体

町民有志の団体で、主体的に、より良いまちづくりを目指して活動しています。

ゆうゆうマーシーの名前の由来～マーシーは増毛町のマスコットキャラクターかもめのマーシーくん。ゆうゆうには、優・遊・友・悠々・YOU・雄大の雄・勇気の勇など様々な意味を込めています。(名づけ親:大西美直さん)

全て手作りの活動なので、時間がかかりますが、できるところから、できる人で、少しずつ取り組んでいます。

町民有志の企画委員が中心になり、活動を推進。定期的に企画委員会を開き、企画・運営しています。企画委員は、協力してくれる人なら誰でもなれます。

気軽なボランティア参加を目指し、活動範囲も福祉に限らず、まちづくり、イベント、環境、生きがい作り、異世代交流など多岐に渡っています。

地域住民と行政の協働活動から、支え合い・ふれあいのまちづくりに取り組んでいます。

専任職員がいないため、健康一番館の地域包括支援センター内に事務局を置いています。

会として、NPO活動総合保険に、加入しています。

H15年度から、町から委託事業として実施しています。(地域住民支援事業)

地域通貨「マーシー」って？

- ・ 地域通貨は、本来のお金としての価値は全くありませんが、お金で表せない『善意・お礼の気持ち』を交換する『あたたかいお金』です。「してほしいこと」「できること」を登録し合い、お互いに、ちょっとした助け合いをします。何かやってもらった時に地域通貨を払い、何かやってあげた時に地域通貨を受け取ります。感謝の気持ちを伝えたり、善意を受けた人の気兼ねを解消します。人と人をつなぐお金です。
- ・ 地域通貨の単位は、増毛町のマスコットキャラクターにちなんで「マーシー」です。
- ・ 100、500、1000マーシー紙幣の3種類です。
- ・ 30分500マーシー、1時間1000マーシーが目安です。
- ・ やりとりは、現在のところ、ゆうゆうマーシー会員内でのみとなっております。やりとりは、事務局を通して行いますので、困ったことなどあった時にも、事務局にご連絡下さい。

会員になるには…

- ・ **年会費500円**
 - ・ **申し込み書に、「できること」「してほしいこと」を記入**
- 健康一番館内 事務局：佐々木まで申し込み下さい。**

会員になると…

- ・ **地域通貨5000マーシー分、ゆうゆうマーシーのてびきを受け取ります。**
- ・ **ボランティア保険に加入となります。**
- ・ **会員のつどい、講習会等のご案内をお送りします。どんどん参加して下さい。**
- ・ **企画してほしい内容・イベントなどありましたら、どんどん事務局にご意見下さい。講師役や活動にご協力下さる方も、随時募集中です！**

ゆうゆうマーシーのてびき

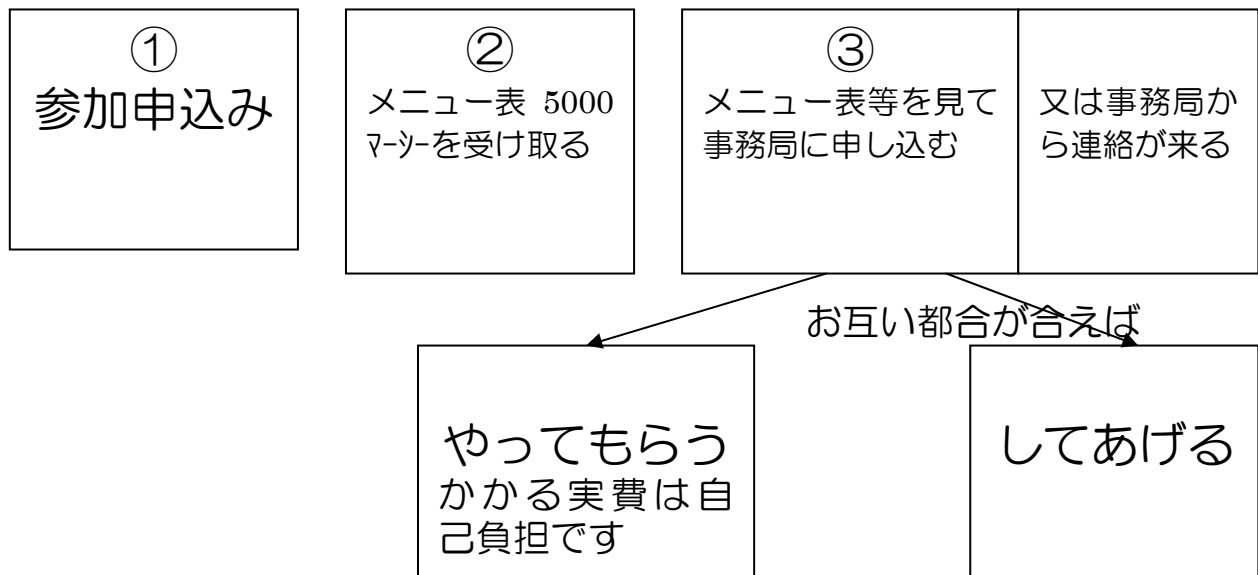
平成22年4月1日
増毛町ゆうゆうマーシー
代表 渋谷正之

1. ゆうゆうマーシーは

ちょっとした「してほしいこと」「できること」を登録し、お互いに助け合おうという活動です。頼む側の気兼ねをなくすため、地域通貨を使っています。

2. 参加手続き／サービス利用手続き

- ①参加申込み：申込書がありますので、記入し、事務局（在宅介護支援センター：健康一番館内）に申し込みます。年会費500円を払います。
- ②「してほしいこと」「できること」メニュー表と地域通貨5,000マーシーを受け取ります。
- ③メニュー表を見て、申し込みした以外のことでも「してほしいこと」「できること」があったら、事務局に連絡します。または事務局の方から依頼の連絡がきます。（登録したもの以外でも、興味のあるものに自由に参加できます。）
- ④当事者同士の都合が合えば、実施します。（できない場合もあります）
- ⑤してもらった時に、感謝の気持ちとして、地域通貨マーシーを渡します。だいたい、30分で500マーシー、1時間で1000マーシーがめやすです。
- ⑥かかる費用（材料など）は、基本的に「してもらう」人の実費負担とします。金額は相談して決めて下さい。
- ⑦ゆうゆうマーシーでは、ボランティア保険に加入しています（詳細は別紙参照）。活動中事故があった場合は、事務局に連絡して下さい。
- ⑧専任のコーディネーター（連絡調整係）はいませんので、出来る活動から取り組んでいます。会員の皆さんの積極的な声出しをよろしくお願い致します。



3. ゆうゆうマーシーの活動について

項目	活動内容	地域通貨マーシー券
「してほしいこと」に対するボランティア	随時依頼があったもの、登録内容でマッチングしたものについて実施。	かかった時間に応じて、マーシーをやりとりします。
「できること」を生かした講習会	「みんなに教える」、というよりは、みんなで楽しく一緒にやる雰囲気です。あなたの、ちょっとした「できること」を生かしましょう。	おおむね500マーシー＋実費で参加。 非会員も参加できます。
＜環境保護活動＞ ①古布回収	古布をリサイクルしてゴミを減らします。綿50%以上のものであれば何でも OK。ボタン・ファスナーなどそのままでもいいです。洗濯してあれば、汚れ・しみも OK です。 古布の内容により、施設や在宅介護をしている方に寄付したり、業者に引き取ってもらいます。	古布500gにつき、100マーシーお渡しします。 健康一番館内に回収箱を設置し、町リハビリ友の会「なかよしクラブ」事務局（小野保健師）が回収を担当。 一般の方の協力もお願いしています。
②フリーマーケット	つどいなど集まりの時に、家庭で眠っている物を持ち寄り、フリーマーケットを実施しています。自宅で使っていない物も、他の人の役に立つ物もあります。ゴミを減らしましょう。	商品持参者には、内容によりマーシー券をお渡しします。欲しい物もマーシー券で購入できます。
③清掃活動等	年に数回、町内のゴミ拾い等を行い、町内の環境美化に努めます。	作業時間に応じて、事務局よりマーシーをお渡しします。
＜集まり＞ ゆうゆうマーシーのつどい、総会	会員の集まり。重要事項の検討、交流会、意見交換会を行ないます。ここで、ゆうゆうマーシーの方針が決まります。	足がない人には、車のある人が片道200マーシーで送迎します。
ゆうゆうマーシーフェスティバル	ゆうゆうマーシーの活動や、地域通貨のPRのイベント。年1回。	フリーマーケット、飲食物他全てに使えます。（1000マーシー＝100円分）
ゆうゆうマーシー市	テント市。フリーマーケットや飲食物、花の苗、山菜、野菜・果樹類、会員手づくり品などの販売。	
＜地域交流拠点＞	畠中町3丁目「ゆうゆう Station よってけ家（や）」（細川仏壇花店さん隣）、毎週水曜日10:00～15:00開放。フリーマーケットも開催。気軽な交流拠点として展開中。	フリーマーケットに使えます。（1000マーシー＝100円分）

ボランティア保険(H28)

NPO 活動総合保険：あいおい損保（かわい総合保険事務所）

- ・被保険者→団体の役員・会員など
- ・保険の内容

賠償責任保険

- 活動中食中毒が発生し治療費を請求された
- 会員が他の会員(仲間)にケガを負わせたとき
- 会員が参加者(他人)にケガを負わせたとき
- 他人のものを紛失・壊したとき

NPO 団体傷害保険

- 活動に参加中の事故(自宅と活動場所の往復も含む)

保険が支払われない事例

- 故意での事故や傷害
- 天災や戦争等
- 会の活動以外での事故
- 自動車による賠償責任
- 会員の無資格・酒酔い運転での事故による傷害
- 被保険者と同世帯の親族の場合

・主な補償内容

賠償責任保険

賠償責任 免責なし	身体財物共通 (1事故)	2億円
--------------	-----------------	-----

NPO 団体傷害保険（1名あたり）

死亡保険金額	500万円
後遺障害保険金額	300万円
入院保険金 日額(限度日数あり)	3000円
通院保険金 日額(生活に支障がある場合 通院日数上限あり)	2000円

「ゆうゆうマーシー」規約

【第1章 総則】

第1条 本会は、「ゆうゆうマーシー」と称する。

第2条 本会の事務局は、増毛町保健センター健康一番館内、地域包括支援センターに置く。

第3条 本会は、地域住民と行政の協働活動による、地域住民の主体的な、ふれあい・ささえあいのまちづくり活動の推進を目的とする。地域通貨を活用した気軽な助け合いを町内に広げ、子どもから高齢者まで様々な年代が参加し、社会交流、異世代交流、生きがいや役割づくりなど、イキイキ暮らせる増毛の地域づくりを目指す。

【第2章 会員】

第4条 本会の会員は、正会員・賛助会員とする。

(1) 正会員：本会の趣旨・目的に賛同し、ルールに則って地域通貨を活用する個人及び団体。

(2) 賛助会員：本会に賛同し、事業の推進を援助する個人及び団体。

第5条 会員として登録する時は、ゆうゆうマーシー参加申込書に必要事項を記入し、事務局に申込む。

【第3章 役員】

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表(1名)：本会を代表し、すべての業務を総括する。

(2) 副代表(1～2名)：代表を補佐し、代表事故ある時はこれを代行する。

(3) 企画委員(10名前後)：本会の活動に関わる企画・運営、コーディネートなどを担う。

(4) 事務局(2～3名)：通信書類の発行、会議資料や記録の作成、会計及び予算決算の執行、事業や会計報告書の作成、会員登録の実施。

(5) 監査(2名)：本会運営に関する会計などの一切の監査を行う。

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。なお、補充により就任した時は、前任者の残任期間とする。

第8条 企画委員は、会の趣旨に賛同する者で構成する。企画委員は、企画委員会の同意を得て、代表が委嘱する。

【第4章 会議】

第9条 企画委員会は、第6条(1)～(4)の役員で構成する。おおむね月1回程度開催し、活動の進行管理を行う。

第10条 つどいは、年に数回開催し、活動報告や重要事項の審議を行う。

第11条 総会は年1回開催し、事業報告や収支決算、事業計画、収支予算案等の審議を行う。議長は代表が務める。

【第5章 会計】

第12条 本会活動経費は、会費、補助金、助成金、委託金、寄付金、事業収入などをもって賄う。

第13条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日とする。

第14条 本会会費は年額としてその額は予算の定めるところとする。

第15条 会員は前条の定めるところにより、会費を納入しなければならない。なお既納会費は還付しない。

第16条 会計決算書は総会の場に提出し、承認を得なければならない。

【第6章 監査】

第17条 本会は監査によって会計監査を行い、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

【第7章 その他】

第18条 この規約を変更しようとするときは、役員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第19条 解散、または合併しようとするときは、役員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第20条 この規約の施行についての細則は、企画委員会の議決を得て定める。

【附則】

1 施行 平成15年6月1日

…… ゆうゆうマーシー申込書 ……

ささえあい、ふれあいの住みよい地域づくりのため、もっと気軽な
ボランティアを広げて行きたいと考えています

あなたのちょっとした力を貸して下さい

そして、ちょっとだけ誰かの力を借りよう！

氏名 _____

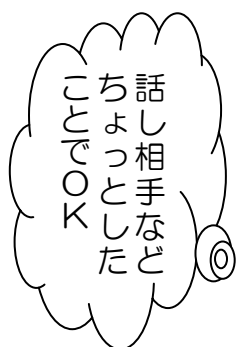
住所 _____

電話 _____

☆ あなたが「できること」

☆ あなたが「してほしいこと」
「困っていること」

☆ 都合の良い曜日・時間など



あなたのまわりの人で、

気軽にボランティアができるような方を紹介してください

特技がある人もない人も

こんな方を紹介します ⇒

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

何かできる内容 _____



ゆうゆうマーシー事務局：健康一番館 地域包括支援センター内(石坂保健師)
に、年会費 500 円を添えて申し込んで下さい。電話 53-1111 (内線 518)